

●香川県公安委員会告示第2号

平成27年香川県公安委員会告示第8号（銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の診断を行う医師の指定）及び平成27年香川県公安委員会告示第9号（銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月9日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

1 平成27年香川県公安委員会告示第8号の一部改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者	医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者
市川 正浩	医療法人社団光風会 三光病院	高松市牟礼町 原883番地1	介護保険法（平成 9年法律第123号）	市川 正浩	医療法人社団光風会 三光病院	高松市牟礼町 原883番地1	介護保険法（平成 9年法律第123号）
馬場 浩一	医療法人社団玉藻会 馬場病院	高松市郷東町 580番地	<u>第5条の2第1項</u> に規定する認知症 である者	馬場 浩一	医療法人社団玉藻会 馬場病院	高松市郷東町 580番地	<u>第5条の2</u> に規定 する認知症である 者
前田 譲二	医療法人社団三和会 しおかぜ病院	仲多度郡多度 津町堀江4丁 目3番19号		前田 譲二	医療法人社団三和会 しおかぜ病院	仲多度郡多度 津町堀江4丁 目3番19号	

2 平成27年香川県公安委員会告示第9号の一部改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者	医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者
略				略			
市川 正浩	医療法人社団光風会 三光病院	高松市牟礼町 原883番地1	介護保険法（平成 9年法律第123号）	市川 正浩	医療法人社団光風会 三光病院	高松市牟礼町 原883番地1	介護保険法（平成 9年法律第123号）
馬場 浩一	医療法人社団玉藻会 馬場病院	高松市郷東町 580番地	<u>第5条の2第1項</u> に規定する認知症 である者	馬場 浩一	医療法人社団玉藻会 馬場病院	高松市郷東町 580番地	<u>第5条の2</u> に規定 する認知症である 者
前田 譲二	医療法人社団三和会 しおかぜ病院	仲多度郡多度 津町堀江4丁 目3番19号		前田 譲二	医療法人社団三和会 しおかぜ病院	仲多度郡多度 津町堀江4丁 目3番19号	